

愛知県職員措置請求書

1 請求の趣旨

監査委員は、愛知県知事に対し、一宮市役所（以下市役所という）と連帶して、県が一宮市に支払った民生委員・児童委員活動費用弁償費合計 148,589,180 円を県に返還させるための必要な措置をとることを勧告するよう求める。

2 監査請求の理由

民生委員・児童委員活動費用弁償費交付要綱によれば、県は、民生委員・児童委員に対する活動費用弁償費（以下弁償費という）について、福祉事務所等を資金前渡員に指定し、資金前渡の方法等により資金を交付するものとし、資金前渡した弁償費については、民生委員・児童委員（以下民生委員という）の領収書を徵し精算を行うことになっております。

平成 30 年 6 月 4 日前民生委員・児童委員の安達勲氏から「行政指導による民生委員のお願い」が多くの資料と共に名古屋市民オンブズマンタイアップグループに送付されました。事実確認調査の段階で民生委員の領収書に多くの問題点があり、正式な領収書と言えるかどうか等多く下記問題点が見つかりました。

1. 領収書に宛先・発行日無の「別紙-2」の様式であること
2. 交付年月日は市が民生委員に確認することなく連区への市の交付日を市が記入
3. 民生委員が平成 28 年 3 月 22 日交付年月日で受領印欄に捺印したものを平成 28 年 9 月 30 日に 11 月 25 日市長印で訂正（他にも交付年月日、平成 25 年 11 月 22 日分合計金額訂正・平成 27 年 9 月 30 日分民生委員名変更はいずれも訂正印無）
4. 交付年月日は「別紙-3」の通りで確認できるものは全てまちがっていること
5. 交付額においても要綱金額と違う金額が支払われている先があること
6. 連区によっては年度末まで、民生委員個々に支払わないで、余った金額を年度末に規定に従い分配している先があること
7. 大志連区においては、毎年度、要綱規定の金額が民生委員各自に交付されていないこと

従いまして、様式が領収書と認められたとしても交付年月日はほぼすべてが違い、交付金額も多数違うと思われ、間違った領収書で精算されたことになります。従って精算は無効であり全額返還を求めます。

3 請求金額の確定

愛知県尾張福祉相談センター長宛一宮市長出状「民生委員・児童委員活動等費用弁償費の交付について（報告）」別紙 12 枚合計額 148,589,180 円

4 結論

よって、監査請求の趣旨記載の通り請求を行います。



5 請求者

住 所

職 業

氏 名

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

平成30年7月10日

愛知県監査委員御中

添付資料

別紙-1 民生委員・児童委員活動等費用弁償費交付要綱

別紙-2 民生委員・児童委員活動費用弁償費領収書

別紙-3 民生委員・児童委員活動費用弁償領収書について

別紙-4 I 領収書の間違いの根拠・II 金額の根拠

別紙-5 台帳・決算書等

①金銭出納長等（小信中島民生委員協議会）

②台帳（富士連区 民生）

③平成25～27年 収入・支出内訳書（大志連区）

④2005・2007・2008年会計（決算）報告書（大志連区）

別紙-6 大志民生・児童委員会長宛安達勲氏出状「民生児童委員実費弁償費支払い分不足分請求のこと」（別紙 3要項は未添付）

別紙-7 安達 勲宛大志民生・児童委員協議会会长出状「民生・児童委員実費弁償費支払不足分請求についてのご返答」

別紙-8 愛知県尾張福祉相談センター長宛一宮市長出状「民生委員・児童委員活動等費用弁償費の交付について（報告）」（平成25～29年度分 12枚）